

後水尾天皇（上皇）の宸筆に見る深慮と訓戒書

所 功

一 近世史上の後水尾天皇（上皇）

第一〇八代の後水尾天皇（一五九六―一六八〇）は、従来より各方面から注目され、すぐれた評伝も複数出版されている⁽¹⁾。その御事績について、近世皇室史に精しい武部敏夫は『国史大辞典』に次のごとく略述しておられる⁽²⁾。

（後述の便宜上、改行して番号を冠し、一部省略した。）

(1)慶長元年（一五九六）六月四日、後陽成天皇の第三皇子として誕生。母は関白近衛前久の女前子（中和門院）。諱は政仁「ことひと」、初訓「ただひと」。

同（慶長）五年十二月二十一日、親王宣下。同十六年三月二十七日、父天皇の譲りを受けて踐祚し、四月十二日、即位礼を挙げた。

(2)この後、元和六年（一六二〇）六月、將軍徳川秀忠の女和子を納れて女御とし、ついで寛永元年（一六二四）十一月、久しく絶えていた立后の儀が行われた。

在位十九年にして、同（寛永）六年十一月八日、俄かに皇后所生の女宮興子内親王（明正天皇）に譲位し、爾来院にあること五十二年、その間、慶安四年（一六四二）五月、落飾して法名を円浄と称した。延宝八年（一六八〇）八月十九日、八十五歳をもって崩御。追号は遺諡によって後水尾院といひ、陵は京都泉涌寺山内にあつて月輪陵と称する。

(3)天皇の在任時は、徳川幕府の創業期にあたり、時に新しい朝幕関係の確立を目指した徳川幕府は、元和元年七月『禁中并公家諸法度』を定めて朝廷抑制の方針を制度化したが、さらに四辻秀継らの配流や紫衣事件のごとき、朝廷の内政・特権

に対する露骨な干渉も相ついで行われた。このため天皇は、憤懣抑えがたく、あえて幕府に諮ることなく讓位を決行したのであった。

(4) いま東山御文庫に伝存する天皇の御教訓書に、特に武家専權の世であることに言及して、この時世にあつては嬌心をつつしむことが肝要であると説いているのは、体験にもとづく訓戒として意義深いものがある。

(5) 天皇の在世時は、また文芸復興の機運にみちた時代で、朝廷にあつても文学・芸術にすぐれた公家衆が輩出した。

天皇も深く文芸を好み、みずから『源氏物語』その他の古典を侍臣に講ずるとともに、宮中に学問講と称する学芸稽古の式日を設けて、廷臣の講習を奨励した。また和歌・連歌・漢詩・書道をはじめ、茶道・華道・香道あるいは絵画などにも長じ……ている。

(6) さらに朝儀の復興にも意を用い、踏歌節会・殿上淵醉などの儀を復する一方、『当時年中行事』のごとき朝儀公事に関する著作も遺している。天皇は讓位の後、幕府に対する憤懣を仏道の研鑽に転じ、特に心を禪宗に留め……功を積んだ。

(7) なお、修学院離宮が天皇の計画・設計になることは著名である。御製は千数百首の多数に及び、御集を『鷗巢集』という。また御撰の著作は四十余をかぞえる。

以上のとおり、簡にして要をえた説明であるが、この機会に

更めて検討したいのは、(3)と(4)に関する実情とその近世史上（ひいては日本史上）の政治文化史的意義の解明である。その基本史料として、幸い後水尾天皇自身の宸筆が数多く現存する。

二 『宸翰英華』所収の後水尾天皇宸筆

後水尾天皇の宸筆は、既刊書や図録類などにより確認することができるとりわけ帝國学士院編『宸翰英華』³⁾の図版篇（略称Z）と解説篇（略称K）には、合計約百五十点が収録されている。それを大まかに分類すれば、左の通りである（以下、Z・Kの略称で示す。Kの口絵も略称K。数字は原本の番号）。

① 「御教訓書」……Z二七二・二七三〃K五九一／K五九二／Z二七四〃K五九三

② 「御懷紙／御短冊」……K五九四〃六〇〇／Z二七九〃K六〇一／Z二八一〃K六〇二／K六〇三〃六二一／Z二八四〃K六二二／K六二三／Z二八三〃K六二四／S八五〃K六二五／K六二六／S八六〃K六二七／K六二八・六二九／Z二八二〃K六三〇／K六三一／S八八〃K六三二〃六三五／S八九〃K六三六／K六三七〃六五七／K六五八・六五九〃

以下、御短冊Z二八五〃K六六〇／K六六一・六六二／Z二八五〃K六六三／Z二八六〃K六六四／K六六五〃六六八／Z二八六〃K六六九／K六七〇／S九〇〃K六

- 七二／S九一＝K六七二／他に「和漢御連句」にK六七三／古今伝授の「御誓状案」Z二八七＝K六七四
- ハ「御切紙」……Z二八八＝K六七五／K六七六・六七七
- ニ「御抄物／御書留」……K六七八・六七九／S九三＝K六八四
- ホ「御太字／御額」……Z二八九＝S九二＝K六八〇（敬）／Z二九〇＝K六八一
- ヘ「御香銘／御絵」……K六八二／Z二九一＝K六八三（馬）
- ト「勅書」等……K六八五／Z二九二＝K六八六／Z二九四＝K六八七／K六八八（勅序）／Z二九五・六＝K六八九（御絵）／Z二九七・八＝K二九三・四（古則）
- チ「女房奉書」……Z六〇〇＝K六九八／K
- リ「御消息」……Z三〇〇＝K六九九／S九七＝K七〇〇／K七〇五～七〇九／Z三〇一＝K七一〇／Z九九＝K七一／K七一二～七二四／
- ヌ「御勘近衛信尋書状」……Z三〇二＝K七二五／K七二九～七三三
- ル「東照宮縁起」……Z二九九＝K二九五
- ヲ「勅使口上覚書」……Z二七五・六＝K七〇二
- ワ「御置文案」……Z二七七＝K七〇三
- これを通覧すると、㊦のような和歌関係の懐紙・短冊などが

過半の約八十点にのぼり、㊦㊧の御消息も和歌に関するものが多い。また㊨㊩㊪などにより、「入木道」（書道）・連歌・香道・絵画・仏典などへの深い造詣が知られる。

さらに㊫及び㊬㊭㊮㊯㊰は、天皇（上皇）の見識・信条などを窺いうる貴重な史料である。

しかも、この『宸翰英華』に未収の御消息が、最近京都の古書店に出たので購入した。その目録には「後水尾天皇宸翰御消息 一軸／（元和五年）十月十八日付 右大臣（近衛信尋）宛／大正十五年 今泉雄作鑑定書付／本紙、豎31・7糎 横48糎／総丈110糎 横56・2糎。軸装 箱入」と記されている。⁴

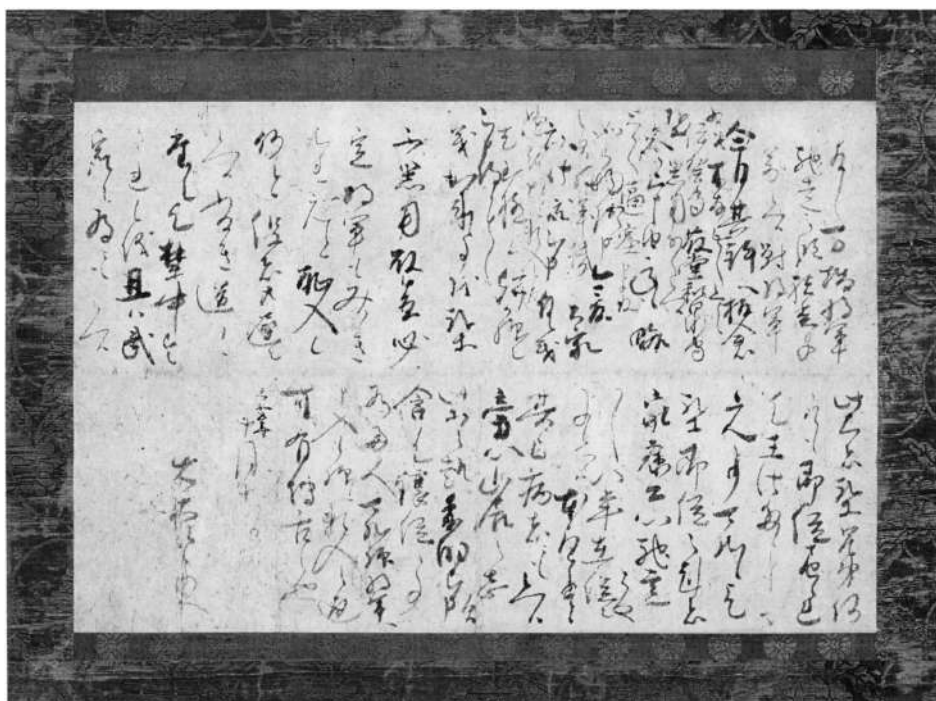
よって本稿では、この新出の御消息（新）を写真で揚げて釈文を示し、若干の解説を加えてから、他の関連する宸筆などを紹介して、後水尾天皇の叡慮を可能な限り解明したい。

三 近衛信尋あての後水尾天皇御消息

この御消息（新）は、大部分が『大日本史料』元和五年十月十八日条に引載されている。ただ、その出典は「『京都御所東山御文庫記録』乙一／宸翰掛引継第一号之内……」（勅一〇一―二一―）とある。これは御文庫の御物を明治時代に史料編纂掛が忠実に謄写したものである。それと（新）を対比すると若干異同がみられる。ここには（新）の写真と釈文を並べ、『大日本史料』（影写本）との校異を右脇に注記する（行に数字を冠

し、句読点・濁点等を加え、(新)にない文字を太字にした。

- 1 今日其許へ板倉
- 2 伊賀守・藤堂和泉守
- 3 参被申候由 承候。略
- 4 如御物語申、今度公家
- 5 衆法度被申付候義、
- 6 尤至極候、併か様々
- 7 義出来候事も我等
- 8 不器用故二候条、必
- 9 定、將軍もみかぎ
- 10 られ候ハんと恥入候。
- 11 何かと役者共遅々
- 12 候へ者、ふるき道も
- 13 たえ候て、禁中す
- 14 たれ候儀、且ハ武
- 15 家之為二も候へバ
- 16 此上者我等兄弟何
- 17 れ二ても即位させられ
- 18 候て、王法たゞしく
- 19 候ハん事可然候欵。
- 20 我等即位之刻者
- 21 家康公以馳走、はや
- 22 く八年在位之
- 23 事候へバ本望之由候。
- 24 関白病者にも候へバ、
- 25 旁々以山居之志候間
- 26 此等之趣委細訪申
- 27 含候て、讓位候事
- 28 為若(アレ)兩人可然様、將軍へ
- 29 申入候様二頼入候通
- 30 可有伝舌候也。
- 31 元和五年ノ十月十八日
- 32 右大臣どのへ



後水尾天皇宸翰消息 一幅 (本紙 31.7 × 47cm) 筆者所蔵

この御消息の31行目の月日右上に記される「元和五年」は、異筆とみられるが、内容的に元和五年（一六一九）十月十八日付の書翰と考えてよい。その大意を原文に即して、丸括弧内に補注を加えながら示せば、左の通りである。

① 今日（十月十八日）、そこもと（右大臣近衛信尋）へ伊賀守（板倉勝重）と藤堂和泉守（高虎）が参上（面会）した由を、内々に聞き及んだ（1〜3）。

② 御物語り申す如く（ご存知の通り）、今度（近ごろ）「公家衆法度」を申し付けられた（遵守するよう求められた）のは、尤も至極だと認めざるをえない（4〜6）。

このようなことになったのは、我ら不器用ゆえ（法度に背くようなことをしたので）、必ずや將軍（徳川秀忠）から見限られるかもしれないと恥じ入っている（7〜10）。

③ いろいろ役者（担当者）たちが劣っているために、禁中（宮廷）でふるき道（古来の在り方）が絶えてしまい、武家の為にもならない（11〜15）。

この上は、自分の兄弟のうち誰でもよいから（自分に代り）即位させて、王法（皇位の在り方）が正しくなるようにすべきではないか（16〜19）。

④ 自分が即位した時には、徳川家康公の馳走（助力）をえて（以来）はや八年の在位となるので、本望に思われる。関白（二条昭実）が病気で亡くなったことでもあり、旁々山居

（出家）したい志がある（20〜25）。

⑤ これらの趣を詳しく申し含めて、譲位したい意向を兩人（板倉と藤堂）から然るべきように、將軍（秀忠）へ申し入れるよう、頼み入れる通りに伝達してほしい（26〜30）。

⑥ 「元和五年」（一六一九）十月十八日
右大臣（近衛信尋）殿へ（31〜32）

⑦ 尚々万事につき將軍の馳走（助力）をえられることは祝着（満足）この上ないと思う。將軍に対し少しも異存はない（33〜36）。

⑧ けれども自分に器量（才能）がないので、ともかく逼塞（引退）したいと思うから、將軍の機嫌（諒解）がよくえられるよう、頼み入れている通りに申し伝えてほしい（37〜41）。

※（新）の解説と解釈について、近世史研究者の吉野健一氏から御示教をえたことに感謝したい。

四 後水尾天皇による讓位の発意と決行

この御消息により伝えようとしてきているのは、「讓位」の意向である。それは何故いつころから考えられ、どのようないきさつを経て実施されたのだろうか。この件は既に研究し尽くされているので、御消息との関連に留意しながら、その要点を略述しよう。

まず讓位を発意された原因・理由に関しては、御消息（新）

より一ヶ月余り前の元和五年「九月五日」「右大臣どのへ」宛てられた次のような御消息が、藤堂高虎の事績を忠実に纏めた『宗国史』⁶⁾に収載されている。

今度は藤堂和泉守、種々懇切之義ドモ、難謝次第二候、然者、入内先々当年はのべられ候様に粗承候。さだめて我等不行跡、秀忠公心にあひ候はぬ故とすいりやう申候。

さやうに候へば、入内遅々候事、公家武家共以_レ面目_二不_レ可_レ然事候条、我等に弟あまた有_レ之事候へば、何にても即位させられ、我等は落髪をもして逼塞申候へば、相濟事候間、必定入内、当年ハ於_レ被_レ延引_二者、右之通相調候様に、藤堂和泉守肝煎候はゞ、生々世々わするまじき由、申つたへられ候はゞ、持_レ悦不_レ可_レ浅候也。

この趣旨は、御消息(新)とほとんど同じである。入内問題とは、慶長十二年(一六〇七)十月、大御所の徳川家康(六十八歳)が二代將軍徳川秀忠(二十九歳)と正室の江(お江与)との間に和子^{まさこ}が誕生すると、その和子を内裏(天皇)に入れたいと考えていたことに由来する。

それから四年後(一六一一)、後水尾天皇の即位後まもなく京都の摂関家に働きかけ、同十九年(一六一四)三月には、和子入内の勅旨をえて内定していたのである。

しかし、その日程は、未定のみまで、元和二年(一六一六)二月に家康(七十二歳)が薨去し、翌三年八月に後陽成上皇

(四十七歳)が崩御されて、還延を重ねていた。

しかも、翌四年には、天皇(二十三歳)と典侍四辻与津子との間に、第一皇子の賀茂宮が生まれ、続いて翌五年六月、皇女梅宮(文智女皇)も生まれており、それに前後して公家と宮廷女官らとの密通事件が起きていた。

そこで、不信任を抱いた將軍秀忠は、五月から上洛してながら二ヶ月近く参内せず、入内を延期する。それと共に、朝廷との交渉を京都所司代の板倉勝重だけでなく、家康以来信頼する藤堂高虎(伊勢国津藩主・和泉守)に委任したのである。

それを伝え聞かれた後水尾天皇は、九月五日、前掲の御消息を皇弟の近衛信尋に送り、これ以上入内が遅れることは、公家武家共に面目を失うことになることとみて、自分には「弟あまた」いるので、「何にても即位」することにより、自分は「落髪(出家)をもして逼塞(引退)申候へば、相濟」むことだ、とあって讓位の意向を(おそらく初めて)示され、そのように「取りはからう」「肝煎」(周旋)を、信尋から高虎に伝えるように求められたのである。

しかしながら、秀忠としては、後水尾天皇が讓位されたならば和子の入内自体無用になることを熟知していたから、延期をしても解消する考えはありえない。

それに対して、在任八年目の天皇(二十四歳)は、讓位しても上皇の立場で在位中より自由な言動が可能になる、と考えら

れたのではないかと想われる。しかも、同じ九月の十六日、幕府から女官の密通に關与したとみなされた六人の公家衆が厳しい処罰を受けたことで、天皇は衝撃を受けられ、讓位の意向を強固にされたことであろう。

それゆえに、十月十八日、あらためて御消息（新）を信尋に送り、高虎と所司代から秀忠に対して讓位の意向を伝えしめられたものとみられる。

この（新）に「今度公家衆法度、申し付けられ候義、尤も至極に候。併か様之義出来候事も、我等不器用故二候」と書かれている。これにより、法度の違反も自身の不作法も認めながら、幕府の処罰に強く抗議される意図が読み取れる。

それを承った高虎は、江戸において秀忠と話し合い、翌六年（一六二〇）二月、再び上洛して信尋と会い、一方、内裏でも天皇と公家衆との話し合いを重ねられた。

その結果、天皇は讓位の意向を撤回されて、六月十八日に皇子の盛大な入内の儀が行われた。そして、まもなく流刑の公家衆も赦免されるに至ったのである。

それから三年後の元和九年（一六二四）十一月、天皇（二十九歳）と女御和子（十八歳）との間に「女一宮」興子内親王が誕生している。

ついで翌年の寛永元年十一月、和子が中宮に冊立され、同三年（一六二六）十一月、天皇（三十一歳）と中宮（二十一歳）

との間に皇子が誕生すると、直ちに親王宣下を受けて高仁親王と称された。江戸では、外祖父の秀忠（四十八歳）も三代将軍の家光（二十三歳）も、「神君」家康の宿願成就に近付いたことを大喜びしたにちがいない。

そこで、はやくも翌四年の四月、天皇（三十二歳）は、高仁親王（半歳）が四歳となれば讓位したい、との意向を幕府に伝えられ、幕府も直ちに応諾している。

けれども、翌五年六月に高仁親王（一歳半）が病没してしまい、讓位の予定（思惑）は保留（延期）となった。しかし、天皇自身は、前年七月、幕府の定めた「諸宗寺院法度」に反発された。しかも、紫衣の勅許を法度違反とみなす幕府の処分を不服とする沢庵らが、京都所司代に抗弁書を提出している。

そこで天皇は、高仁親王の薨去後まもなく、中宮和子を介して、江戸の秀忠と家光あてに、皇子でなくても「姫宮」（興子内親王）が数え六歳になっているのだから、佳例の十月に讓位したい、との意向を伝えられた。

しかしながら、それを秀忠も家光も慰留したことが、秀忠の事績を纏めた『東武実録』⁷に引く次のような仮名の「御書」により知られる。

寛永五「戊辰」年（一六二八）八月二日

姫宮⁷讓位ノ事、勅令アルニ依テ、公（秀忠）御辞退（讓位反対）ノ御書ヲ進ゼラル。（中略）

ひめ宮の御かたへ御くらゐをゆづりまいらせられたきとおほしめし候よし。むかしもめでたきためしおほく候まゝ、十月に御くらゐにつけまいらせられ候はんとの御内せうとうけたまはり候。いまだおそからぬ御事（時期尚早）とぞんじ候（下略）

※ 三日の「將軍家（家光）ヨリノ御書」も同趣であるから省略する。

ところで、この返書が京都に届いて間もない九月二十六日、中宮和子に第二皇子が生まれたものの、十日後（十月六日）亡くなった。しかも、それから半年後の寛永六年（一六二九）四月には、天皇（三十四歳）の実父後陽成天皇の命取りともなった腫物により、叔父智仁親王（八条宮Ⅱ桂宮初代五十一歳）が亡くなっている。

さらに天皇自身も腫物を患われるに及び、在任中は不可能とされていた「灸治」をするため、早急に譲位して、次に皇子が誕生するまでの間、「女一宮」（興子内親王）を「女帝」として立てる意向を示された。

すなわち、大納言日野資勝の日記によれば、寛永六年の五月七日「女院御所御使」により「主上切々腫物」が出来たので、「御灸治ヲモ被遊候ヘドモ、御即位ニテ如何候間、御譲位も有度由被仰」たのみならず、より具体的に「女一宮（興子内親王）ヲ、東宮（皇子）ノ御誕生マデ御即位も有度との義」を武

家伝奏から幕府に伝えしめられた。

しかし、それに秀忠は同意しなかった。しかも、同六年十月十日、家光の乳母ふくが、武家伝奏三条西実条の義妹という名目で「春日局」と称して、参内拝謁を強行した。すると、それによって、一層譲位の意志を固められた天皇は、十月末、女一宮に内親王宣下を行われ、十一月八日、京都所司代にも内密で、興子内親王への譲位を執行されるに至ったのである。

五 皇弟近衛信尋との親交を示す御消息

叙上のごとく、後水尾天皇は即位数年後から譲位を発意しておられたが、それを執行されたのは十余年経った後の寛永六年（一六二九）である。その間に相談を受け幕府などとの仲介を頼まれたのが、御消息（新）宛先の近衛信尋にほかならない。

この信尋は、前述のごとく天皇より四歳下の同母弟である。彼を養子に迎えた近衛伊尹が慶長十九年（一六一四）五十歳で他界していたから、天皇は皇弟の信尋と気易く交流できたのであろう。両者の親密な交流を示す史料は数多く伝存しており、『宸翰英華』だけでも、数十点にのぼる。

そのうち、近衛家の陽明文庫に所蔵される消息類の要点を略述しよう（KⅡ解説篇、いずれも年次は推考注記）。

① K七〇九「右大臣殿」宛、「正月十一日」付。内容的に御消息（新）の元和五年（一六一九）に近いところか。「女御（生

母中和門院）より今日江戸を立候て上洛之由、仰被_レ下候。又飛脚参候哉、（信尋に）書状候ば見申度候」とあり、徳川和子の入内に関する、近衛家と藤堂高虎との交渉について様子を尋ねておられる。

② K七〇八「関白どの」宛、「雁来（八月）四日」付。内容的に女院（中和門院）が病没する寛永七年（二六三〇）七月の前年ころか。「女院御様態如何候哉。承度候。……具_二御報_一待存候」と尋ねておられる。

③ K七二二「右大臣どの」宛、「菊月（九月）十又九」付。「此カケ物、家家のよし申候て、当所よりみせ申候間、了佐に真偽御たづね候て給べく候」と頼んでおられる。

④ K七二三「陽明」宛、「二十二日」付。「先度漢書など御みせ候五車編瑞（明の類書）と外題候つる本は……我等持申さず候、今一度御覧候はんか」と求めておられる。

⑤ K七二八「関白どの」宛、年月不明の「五十七」付。「金林宗和とやらん内者、古事あらめ候者の手鏡、其外にも短冊も所持申候分、み度候。御取寄候てみせられ候べく候」と頼んでおられる。

⑥ K七二四「品どの」宛、年月日は記されていないが、「品どの」は第十五皇女（生母園国子）で、寛永四年（一六六四）近衛基熙に降嫁した常子内親王であるから、同年以降。

「よき程、香具どもまいらせ候……そうして香具のにはひ

により此心もちるかんよう／事にて候。その御心得候べく候」と教えておられる。

⑦ K七二五 年月日は記されていないが、内容的に正保三年（二六四六）四月ころとみられる。「のぶ尋」から「御腫物」の見舞を差し上げた書状に対して、「さしたる事候はず候間、御心やすかるべく候」と答えておられる。

⑧ K七二六 信尋が嫡男の「尚嗣詠草」に御添削を奏請した書状に対して、「いづれも尤候欤」と答えておられる。

⑨ K七二七 「のぶ尋」から「萬葉十三卷」冒頭歌の「汗瑞」を「汗湍」とする本もあり「いづれ正字に候哉」と尋ねてきた書状に対して、「不知_二子細_一候」と率直に答えておられる。

ちなみに、K六七八は「万葉（集）」から「つかさ（司）」という詞の見える歌を自ら抜き出された「御抄物」であり、古典の研鑽に努めておられたことが知られる。

⑩ K七二八 近衛家と親しい島津氏が「そてつ（蘇鉄）大すみ（隅）国より参候ば 進上候よし」を信尋が奏上した書状に對して、「本望至極之由憑存候」と答えておられる。

⑪ K七二九 信尋から、寛永十一年（一六三四）閏七月、初めて上洛した將軍秀忠に扈從してきた「名香」を嗜む伊達政宗が、近衛邸を訪ねて、「遠里といふきやら（伽羅）を……見申たきよし申」したと、及び近ごろ「二条（左大臣康道）

よりさいく御ざ候。又撰政殿（一条兼遐）もさいく参られ……御ためよろしき事に候哉……目出たくぞんじ候」と報じてきた書状に対して、前者については「ありのま、まいらせ候」と答えられ、後者については「瓢箪から駒もいで候はぬ事に候」と冷静に受けとめておられる。

ちなみに、その日、信尋の予測どおりに、幕府から仙洞（上皇）御館を従来の三千石に加えて七千石増進（合計一万石）とすることが奏上されている。

⑫ K七三〇・七三一 信尋から「一条（禅僧一条文守）被_レ参候て、事外折檻（叱咤）」されたことなどを申し上げた書状に対して、「明日（文守参院し）、碧巖（録）よませ候。若くは（信尋も）聴聞候まじき哉」と知らせられた。

また信尋が院御所での「御講釈」に参上する心得を尋ねた書状の行間に書き入れる形で、「メ待存候」「処（講釈の仏典の箇処）は面白キ一絲次第と申候キ」と答えておられる。

⑬ K七三二・七三三 信尋が正保元年（一六四四）四月、大徳寺の天祐紹景に聞いたとおり、沢庵宗彭が江戸より堺に寄つてから入洛する予定を申し上げた書状に対して、「何も本望候事候」「珍重候」と歓迎の意向を伝えておられる。

⑭ K七三四 信尋から「東海寺沢庵、当月（正保二年十二月）十一日遷化（入寂）之由」などを知らせてきた書状に対して、「驚存候、扱々残多事候」などと答えておられる。

六 『宸翰英華』所収の「御教訓書」三通

後水尾天皇の譲位後、皇位を承継されたのは、皇女（嫡子）の明正女帝（在位寛永六年から十四年間）と三皇子（庶子）である。天皇の実子が四方も相継いで登極された例は、皇統史上きわめて珍しい。

そのうち第一一〇代の後光明天皇は、寛永十年（一六三三）四月、父帝（三十八歳）と女官園光子（三十二歳）との間に生まれ、寛永二十年（一六四三）十月、異母姉帝（二十一歳）の譲位により、十一歳で践祚し、十一年間在位された。

ついで第一一一代の後西天皇は、寛永十四年（一六三八）十一月、父上皇（四十二歳）と女官（内侍）櫛笥隆子（三十五歳）との間に生まれ、いったん高松宮第二代を継いでいたが、承応三年（一六五四）九月に異母兄（二十二歳）の病没により、後、十八歳で践祚された。

さらに第一一二代の靈元天皇は、承応三年（一六五四）五月、父上皇（五十九歳）と女官（内侍）園国子（三十一歳）との間に生まれ、寛永三年（一六六三）一月、父君の意向により、中継ぎの異母兄（二十八歳）に代つて満八歳八ヶ月になると直ちに践祚せしめられ、二十二年間在位された。

このように、父君の後水尾上皇は、四代に亘つて靈元天皇の初めまで四十年間（三十四〜七十四歳）、直接間接に多様な後

見役を果たされた。とりわけ若い後継の天皇に対して具体的な訓戒を示しておられる。それが宸筆により伝存しており、『宸翰英華』に「宸筆御教訓書」として三点収載されている。その原文の要点を抄出し、それに少し解説を加えよう。

※（甲）（乙）（丙）三点とも京都御所東山御文庫に所蔵。

（甲）（乙）は一つ書きごとに、また（丙）は適宜改行して、通し番号を冠した。

（甲） K五九一

① 帝位にそなはられ候と覚召候御心……おはしまし候はで、御橋おこりと成候て、人の申候事、御承引なく成行事にて候ま、よく／＼御心につけられ候て、つゝしまれ候はん事、肝要に候。……今は仰出し候事、さらにそのかひなく候。

武家は權威ほしきまゝなる時節の事に候へば、仰にしたかひ候はぬも、ことはりとも申べく候か。……さ候へば、御橋心など今の世に別して不相応の御事に候ま、ふかく御つゝ、しみあるべき事に候。

② 御短氣又深くつゝ、しまるべき事也。右に申候御橋心候へば、御異見がましき事、人の申候時……御はらただしく成候事。

……たれしもいかりおこり候時は、常の覚悟の心を取うしなひ、申すまじきこと葉をもあらし候物にて候故、いかりしづまり候時、後悔せざるものはなく候事候。か様の事は御としまいり候にしたがひて覚召しらるべく候。

③ いかにも御柔稟ぜんにあり度事候。かみ（上）の慈悲過候へば、下の怖候事なく候ゆへ、放埒（及）のもとと成候者候。……

何事も過たるはをよばざる道理ある事にて候へども、いかりは深く成やすく、慈悲はすぎ候やうには成がたく候故、其分別肝要に候。

④ 敬神は第一にあそばし候事候様、努（ゆめめ）々（疎）をろそかなるまじく候。禁秘鈔発端の御詞にも「凡禁中作法、先神事、後に他事、且暮敬神之叡慮無懈怠」と被遊候状。

仏法、又用明天皇信じそめさせ給候やうに、日本紀にも見え候へば、すてをかれがたく候。総じて上を敬ひ下を憐み、非道なき志ある者に、仏神を信ぜざる者はなき道理にて……何事も正路を守らるべき事肝要に候。

⑤ 御藝能の事は、禁秘鈔に委く載られて候へども、今の世には、和歌第一に御心をかけられ、御稽古あるべきにや。先和国の風義といひ、近代ことにもあそばるゝ道也。

御手習又御油断あるまじき事にや。……漢才又いか程の御事にて不飽足候か。琴笛などはいづれにても御心にあひ候筋を御稽古ある事候。……

⑥ 天地人の三才は、其もと一致なるがゆへに、天地に災あれば人にをよぶことはり也。依之天変地妖出現する時、諸道勘文をたてまつりて、御つゝしみある事、常の事也。されども熟思（うづも）に、天地には私なく、人には私ある事なれ

ば……人道の変本なれば、前非をあらため、弥々深くつゝ、しまるべき事にこそ

(乙) K五九二

一^⑦ 禁中ハ敬神第一ノ御事候へバ、毎朝御拜 御私ノ御懈怠、且以不^レ可有^レ之事。

一^⑧ 鳥羽院、美福門院御寵愛ノ餘ニ、近衛院御即位候事、大乱ノ其コト成候テ、帝位ノ御威光、次第ニ衰候事候へバ、女色ノ誠、如^レ探^レ渴可^レ被^レ覚召^レ事 肝要ニ候事。

一^⑨ 近習之衆……惡事ヲ申進候者ハ、……可^レ被^レ遠避^レ候。是又肝要ニ候事。

一^⑩ 御行跡不^レ輕様ニ、御進退被^レ付^レ御心ニ可^レ然候事。

一^⑪ 上格子・下格子、相応之時刻尤候。其内、上格子、早過候ニ無^レ難、下格子ハ不^レ及^レ深更^レ事、尤可^レ然候事。

(丙) K五九三 (適宜改行)

・^⑫ 性善・性惡ノ沙汰ハ、内典・外典トモニ事旧候事ニ候へ共、誰シモ若キ時ノ所好、惡ニ不^レ赴^レハナキコトニ候。……

然レバ御若年ノ間ノ御慎、干要ノ御事候坎。凡卅歳ニ及ビ候マデ、年ヲモテソコナハヌ様に慎候へバ、一代ノ内大ナルアヤマチハ不^レ出来^レモノニ候。

・^⑬ 別テ今程万端、武家ノハカラヒ候時節ニ候へバ、禁中トテモ万事旧例ニ任テ御沙汰アルベキ様モナキ体ニ候。……

何事モ行人ノ口ニノリ候ハヌ已前ニ、其俣江戸ノ取沙汰ニ及

候由候。……弥々御思惟尤候。

・^⑭ 今程ハ諸家(公家)……何ノ道ニモ正路ナル者ハ大形無之様ナル為体ニ候トノ取沙汰候。下ノ放埒は即上の御恥辱ニナリ候事ニテ候へバ、正道ニ引カヘサマホシキ事ニ候。……本正ク、御身ヲ治ラレ候ハン事、第一ノ御事候坎。

この(甲)(乙)(丙)三通は、年月日を記していないが、内容からいずれも寛永六年(一六二九)の讓位以後であろう。『宸翰英華』の解説篇では、三通とも「後光明天皇へ進め給ひしもの」で「天皇は寛永二十年踐祚……承応三年に二十二歳で崩御」されたからその十一年間とみられ、とくに(丙)は文中に「三十歳ニ及ビ候マデ」とあるによつて「天皇御三十歳前後の頃のものと推定されている。

そうであれば、五十歳代前半ころの後水尾上皇は、上述の讓位をめくり幕府と対立した二十歳から三十三歳ころまでに較べると、円熟しておられたにちがいない。一方で幕府の底力と誓約を黙従され容認しながら、地方で朝廷・天皇として為すべきこと・為しうることを熟慮され、期待の後光明天皇に書き伝えられたのが、上掲三通の御教訓書だと思われる。

このうち、(甲)の①②③では、帝位にある者は、心が橋らないように「つつし(慎)まれ」ることが肝要である。特に今や「武家は權威ほしきまゝなる時節」だから「御橋心など……ふかく御つゝしみあるべき」である。また「御短氣」で「御橋

心」があると、人の言うことに腹が立ち、平常心を失って無茶なことを言いすぎ「後悔」するほかなくなるから、歳長ずると共に自覚すべきである。

しかも、なるべく「御柔稟（じゅうぜん）（柔軟）」でありたいと思うのは、「何事も過たるはをよ（及）ばざる道理」だから、その分別が大事であると、心の持ち方を説かれている。

ついで④⑤⑥においては、帝王として「敬神は第一」であり、「仏法」も粗末にせず、「何事も正路を守らるべき」である。また「御藝能」として「和国の風義」である「和歌」を「第一に御心かけられ、御稽古あるべき」である。それと共に「御手習」（書道）も「漢才」（主に儒学）も「琴笛」（音楽）なども油断なく稽古すべきである。さらに「天地人の三才」は一体のものだから、「天変地妖」も「人道の変」によるものと反省し「深くつゝしまるべき」だ、と説かれている。

ついで（乙）においても、まず⑦「禁中ハ敬神第一」であるから、「毎朝の御拜（四方拜）を怠つてはならないこと、つぎに⑧かつて鳥羽天皇（一一〇三〜一一五六）が美福門院藤原得子（一一一七〜一一六〇）を寵愛して、その間に生れた近衛天皇（一一三九〜一一五五）を即位させるため、崇徳天皇（一一一九〜一一六四）を無理やり退位させるなどして大乱（保元・平治の乱）の原因を作り、「帝位の御威光、次第二衰」えたのであるから、「女色の誠」を守ることが肝要だといわれる。

また、⑨近習の人々は、当分御心に従うように見える者でも、悪事をするようになれば遠ざけることが肝要である。総じて⑩天皇の振る舞いは、軽率にならぬよう進退に気を付けなければならぬ。加えて、⑪御殿の格子を上げる時刻は、早過ぎても構わないが、それを下すのが夜遅くならないようにする。つまり、いずれも（甲）より具体的な注意が記されている。

さらに（丙）では、まず⑫若年から三十歳になるころまで、身を慎むことに努めれば一生大きな過ちをしないですむ。また⑬時節柄、禁中では旧例のようにならないから、何事も人の噂にのぼって「江戸の取沙汰」とならないよう注意しなければならぬ。しかも⑭今は公家たちでも「聖路なる者」は極めて少ないから、正道に戻すため、天皇が「御身ヲ治ラレ」自重自戒されることが第一だ、と記されている。

七 後水尾上皇から後光明天皇への訓戒

このうち、前掲（甲）に多く引かれている『禁秘御抄』は、順徳天皇（一一九七〜一二四二）が承久三年（一二二二）讓位まで纏められた宮中の心得書である。念のため、その主要な部分を書き下し文により左に揚げよう。⁸

諸藝能の事

（イ）第一は御学問なり。それ学ばざれば則ち道に明かならず。

而して政を能くし太平を致すことは未だ之れ有らざるなり。貞観政要の明文なり。寛平遺誠に、經史を窮めずと雖も群書治要を誦習すべしと云々。……誠に鴻才までは然らずとも、浅才は見苦しき事なり。職は又勿論、天下の諸礼の時、御失礼尤も左道の事なり。後三条・白河は殊なる有識なり。必ず必ず学ぶべし。

(ロ) 第二は管弦。延喜・天曆已後、大略絶えざる事也。必ず一曲に通ずべし。円融・一條の吉例にて、笛、代々その御能なり。和琴、又延喜、天曆の吉例。箏、同じく琵琶、殊なる例なしと雖も然るべき事なり。……笙は後三条院、学び給ふ。箏は相応せざる事なり。

音曲は上古も例あり。堀河院、内侍所の御神樂の時、別に此の音曲あり。鳥羽・後白河の催馬楽、其の曲を窮めずと雖も、已に時の御所作と云々。又後白河、今様、比類なき御事なり。何れも只御意にあるべし。笛は堀河・鳥羽・高倉・(後鳥羽) 法皇、代々絶えざる事なり。但、箏・琵琶、何ぞ劣らんや。

(ハ) 和歌は、光孝天皇より未だ絶えず。綺語きぎょたりと雖も、我國の習俗なり。好色の道、幽玄の儀、棄て置くべからざる事か。此の外、雑藝、御好ありても難なく、御好みなくても殊なる事なきか。

詩情・能書等、同じく殊なる能なり。

これによれば、宮廷にある天皇(それに仕える為政者達)が身につけるべき「諸藝能」は多岐にわたる。(イ) その第一は「学問」であり、「古道」を明らかにしなければ太平をもらすことができない。それは唐の太宗が貞観年間(六二七〜六四九)に自らの言行を省みて治政の要諦を編纂させた『貞観政要』(十卷四十篇)に明文がある。

また宇多天皇が讓位の際(八九七)醍醐天皇に書き与えられた「寛平遺誠」をみても、經書・史書の万般を窮めるに及ばないが、太宗勅撰の『群書治要』(五十卷)は誦習する(繰り返し読んで学ぶ)べきだと示されているとおりである。さらに、その学問として「天下の諸礼」を間違いないことができるようにするため「有識」も必ず学ぶべきことだ、と記されている。

ついで、(ロ) 天皇の藝能として第二には「管弦」(音楽)を身につける必要がある。それは平安時代の醍醐・村上・円融・一條・後三条・堀河・鳥羽・後白河・高倉各天皇や父後鳥羽法皇が得意とされた笛・和琴・箏・琵琶および音曲・神樂歌・催馬楽・今様などのいずれかに精通すべきである。

さらに、(ハ) 「和歌」は、言葉美しく飾る「我國の習俗」であり、「好色の道、幽玄の儀」として大切にすべきである。また「詩情」(漢詩を詠む心)も「能書」(上手な筆書き)も、同様によくできる必要があると記されている。

これらは順徳天皇の教訓であり、それ以前も以後も歴代天皇

が心がけてこられたことだとみられる。しかも注目すべきは、江戸幕府が朝廷・公家の在り方を規制するために定めた『禁中並公家中諸法度』（全十七条、略称「禁中法度」）の第一条に、この『禁秘抄』の要点を、次のごとく盛り込んでいる。

一、天子諸藝能之事、第一御学問也。不_レ学則不_レ明_二古道_一、而

能致致_二太平_一者未_レ之有也。貞觀政要明文也。寛平遺誡、

雖_レ不_レ窮_二經史_一、可_レ誦_二習群書治要_一云々。

和歌、雖_レ為_二綺語_一、我國習俗也。不_レ可_二棄置_一云々。所_レ

載_二禁秘抄_一、御習学専要候事。

この法度は、慶長二十年（元和元年（一六一五））七月、二条城で前関白二条昭実と前將軍徳川家康・二代將軍秀忠が連署して公布され、以後幕末まで朝廷・公家を厳しく規制した。けれども、これには異和感をもたれなかつたであろう。

ただ、それ以外にも多くあつた天皇の言動を、「古道」を明らかにする学問（主に儒学）と、古来の習俗の「和歌」とに制限されたことは、即位後まもない後水尾天皇（二十歳）に恐怖を与えたにちがいない。

しかし、それから二十数年を経た五十歳代ころの後水尾天皇は、上掲の教訓書（甲）①・（丙）⑬のごとく「武家は權威のほしきまま、なる時節」「万端、武家ノハカラヒ候時節」という現実を直視しながら、当代を担う天皇に対して具体的な訓戒を書き示されたのである。

八 「諸藝能」の積極的な修得と伝授

それでは、後水尾天皇は在任中から在位中から譲位後まで「諸藝能」などをどのように修得されたのか、また次代に向けてどのように伝授されたのだろうか。

それは（a）学問（儒学・有職）・（b）仏教信仰・（c）音楽（器楽と声楽）・（d）和歌（連歌も）・（e）古典（王朝物語）・（f）漢詩文・（g）習字などに亘る。その主な事例を『後水尾天皇実録』と先学の研究成果に基づいて略述しよう。

まず儒学については、即位前の慶長九年（一九〇四）八歳から五年間、『孝経』と『大学』『論語』『孟子』『中庸』の講義を舟橋（清原）秀賢から学んでおられる。

ついで即位後の同二十年（元和元年（一六一五））二十歳から十四年後の譲位まで「諸藝稽古」（元和七年から「禁中御学問講」として、習字・和歌・連歌・儒学・有職・漢詩文・楽曲などを近臣らと共に修得されている）。

さらに譲位後の寛永十年（一六三三）から御自身で『源氏物語』や『伊勢物語』を講釈し、同十五年（四十三歳）には、自ら修得してこられた日本の古典（『日本紀』『続日本紀』『神皇正統記』『大鏡』『水鏡』『増鏡』『職原抄』『公事根源』『大和物語』『伊勢物語』『源氏物語』『枕草子』『和漢朗詠』『詠歌大概』『百人一首』など）の修学を若い公家たちに勧めておられる。

このうち、特に注目されるのは、有職と和歌と仏教に関する事績である。まず有職に関しては、父後陽成天皇などの意向も受け継がれて、戦国時代から衰退中断した例の多い宮廷の儀式行事を徐々に復興しようと努めておられる。

そのみならず、後醍醐天皇著『建武年中行事』を手本として、仮名(交り)書きの通称『當時年中行事』を著わされた。しかも、それは何回も作り直されている。

すなわち、国立国会図書館所蔵『年中行事 後水尾院』(web公開)の奥書によれば、まず「此一冊、後光明院へかきまいらせし」清書本があった。それは「承応の回録」(承応二年(一六五三)六月の内裏炎上により焼失した。

しかし、その「草案の残りし」稿本があり、「万治の火災」万治四年(一六六一)正月十九日の京都大火も「のがれて」後水尾上皇のもとにあった。そこで、寛文三年(一六六三)霊元天皇(十歳)が即位されると、後水尾天皇(五十八歳)は、「当今をさなくましませば……かの草(稿本)のあまた前後混乱したるをかき改め」られたという。

つまり、後光明天皇に与えられた清書本は焼失したが、その草稿本を整理して書き改めた新訂本は霊元天皇に与えられた。それが転写を重ねられてきたのである。

ついで和歌に関しては、慶長十六年(一六一一)の即位前後から詠まれた御歌約二千首を収める御集『鷗巢集』がある。ま

た二十一代集などの約一万二千石を分類した『類題和歌集』などを編み、『和歌作法』なども著されている。

しかも、『古今和歌集』の解釈を秘伝とした「古今伝授」が、安土桃山時代に三条西実枝から細川幽斎を経て、皇弟の八条宮智仁親王(一五七九〜一六二九)などに伝えられていたのを、寛永三年(一六二五)後水尾上皇(三十歳)は八条宮から受け継がれた。

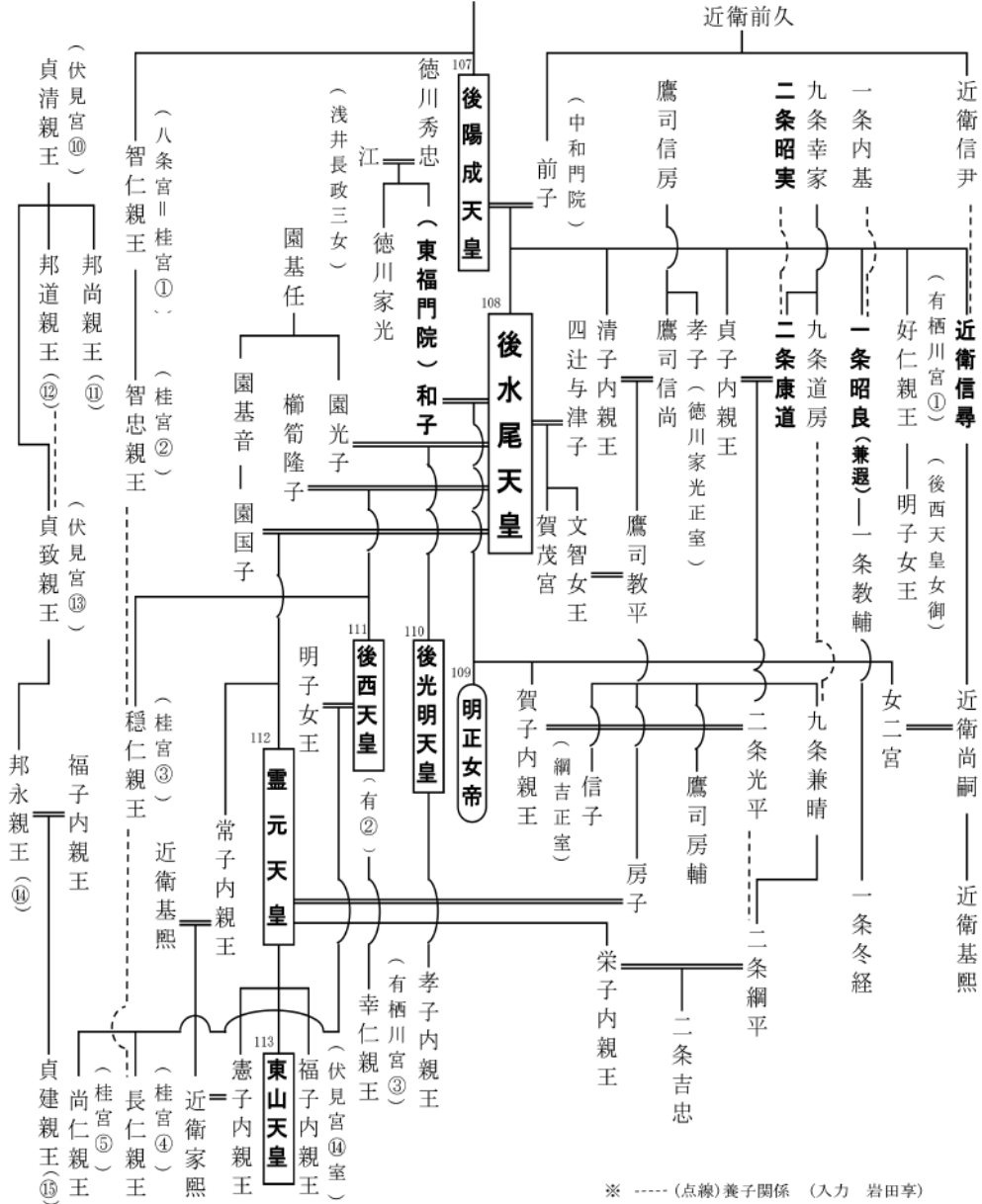
それ以後、上皇自ら和歌の修練に励まれるだけでなく、やがてそれを明暦三年(一六五七)に皇弟(妙法院門跡堯然法親王と聖護院門跡道晃法親王)や近臣(岩倉具起・飛鳥井雅章)に、また寛文四年(一六六四)後西上皇と日野弘資・鳥丸資慶・中院通茂に、それぞれ伝授しておられる。そのおかげで、「御所伝授」が江戸中後期の歴代天皇や有力公家に受け継がれてきたのである。

さらに仏教に関しては、讓位されてから二十二年後の慶安四年(一六五一)、五十六歳で受戒して法皇となられたが、仏門には早くから関心を寄せておられる。

たとえば、讓位直後から様々の仏典を繕いて自ら抄録された「宸筆御留書」(K六八四)がある。また、在位中から帰依されていた沢庵宗彭(一五七三〜一六四六)が「紫衣事件」で流謫してから帰京すると、寛永十五年(一六三八)「厚人論」などの講義を受けておられる。

後水尾天皇と中宮和子の関係者略系図

(正親町天皇の皇子) 誠仁親王



その沢庵に師事した一糸文守（一六〇八―一六四六）に上皇が帰依され、寛永十五年（一六三八）一糸のため西賀茂に靈源庵を建て、和歌・漢詩の贈答をされている。

しかも、一糸の入寂後、靈元天皇の叔父にあたる祖岸文舟を靈源庵（山寺）の住持とし、「やがて一糸に国師号を賜わったが、その勅書に「朕於此師法恩甚大……故茲曰定恵明光仏頂国師」と記されている（K六九二）。

最後にもう一例あげると、黄檗の禅風にも親しまれ、隠元隆琦に仏舍利を賜わり、「大光普照国師」という号を授けておられる（K六九一）。また、法嗣瀧溪性善にも帰依され、寛文九年（一六六九）性潜に「大宗正統禅師」という特賜号を授けられたが、その勅書には禅師の撰述書に与えられた「宗統録」という勅序まで付けられている（K六八八）。

注

- (1) 熊倉功夫氏『後水尾天皇』（朝日評伝選、昭和五十七年、加筆修正版、中公文庫、平成二十二年）、久保貴子氏『後水尾天皇』（ミネルヴァ書房、日本評伝選、平成二十年）など。
 (2) 『国史大辞典』第六卷（吉川弘文館、昭和六十年）。なお、編年

史料は宮内省編『後水尾天皇実録』（刊本三冊、ゆまに書房、平成十七年）に詳しい。

(3) 帝国学士院編『宸翰英華』図版篇・解説篇（紀元二千六百年奉祝会、昭和十九年。国立国会図書館デジタルコレクション）

(4) 今泉雄作氏（一八五〇―一九三二）は、京都市立美術工芸学校長、帝室博物館美術部長など歴任。鑑定書に「後水尾天皇宸翰相違無之候。殊二歴史関係之御書、大切に御保存可被成者也」大正五年七月七日（花押）とある。

(5) 『大日本史料』第十二編之三（初版昭和八年、東京大学出版会、国立国会図書館デジタルコレクション）

(6) 藤堂高文（高虎弟高清から六代目の伊賀藩城代家老）編『宗国史』（上野市古文献刊行会編、昭和五十四年）。藤井讓治氏「寛永五年）八月二日付徳川秀忠仮名消息をめぐって」（『史料が語る日本の近世』吉川弘文館、平成十四年）参照。

(7) 松平忠冬（御側衆）編『東武実録』（貞享元年（一六八四）稿、内閣文庫所蔵史籍叢刊、汲古書院、昭和五十六年）

(8) 牟田橋泉編『禁秘抄考註』（新訂増補故実叢書、吉川弘文館、昭和二十七年）

(9) 和田英松氏『皇室御撰之研究』（明治書院、昭和八年）、本田恵子氏「後水尾院の禁中御学問講」『書陵部紀要』二九（昭和五十二年）、霞会館編刊『寛永の華―後水尾帝と東福門院和子―』（平成八年）など参照。